

改正の概要

1 従来の現場代理人の兼務について

取扱要領第2条第1号に規定しておりますとおり、従来の取扱いからの変更はございません。

2 新たに認める現場代理人の常駐義務の緩和について

今回の改正で、取扱要領第2条第2号に掲げる要件を全て満たした場合は、1人の現場代理人が担当できる稼働中の工事現場を2つまで認めることとしています。

○要件の例

- ・ 工事の当初請負金額が、3,000万円未満であること。
- ・ 工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲であること。
- ・ 兼務する現場代理人は、必ず兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、他の工事現場についても1日1回以上巡回し、現場管理等にあたること。
- ・ 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にあること。

※ 他にも要件があります。取扱要領第2条第2号、第3条第5号をご覧ください。

3 技術者の専任との関係

今回の改正により、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意してください。

4 施行について

施行に当たっては、契約締結日に関わらず、施行日（平成31年5月7日）以降に申請のあったものから適用いたします。